

## 人間総合科学研究科看護科学専攻博士学位論文審査基準

### (審査体制)

博士学位論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と3名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、研究科における研究指導担当教員とする。
- ② 主査、副査は博士の学位を有する者とする。ただし、副査については、博士の学位を有していない者を例外的に1名まで認めることができる。
- ③ 審査委員のうち少なくとも1名は、当該専攻以外から選出される者とする。なお、本学大学院の他研究科、他大学の大学院教員又はそれと同等以上の研究業績を有すると専攻教育会議が認めた者とするができる。

### (評価項目)

- ① 研究の内容が看護科学に寄与するものであること。
- ② 論旨が独創的であり、創意を支える論証が確かであること。
- ③ 研究の意義、目的を明確に設定し、適切な方法を用いて研究し、適切な形式や表記で論文を記述できていること。
- ④ 使用したデータは申請者が研究の目的に沿って収集したものであること。一方、データが従来（後期課程入学以前）のものを含む場合は、その分析が斬新であること。
- ⑤ 研究の実施、もしくはその結果の公開において倫理的な問題がないこと。

### (評価基準)

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終試験によって以下の2つの基準を満たすことが確認され合格と判定されること。

- ① 学位論文において、看護科学分野における新たな学術的知見が十分含まれる。
- ② 看護科学分野で自立した研究者として研究活動を行うに必要な高い研究能力を有する。

## 人間総合科学研究科看護科学専攻修士学位論文審査基準

### (審査体制)

修士論文の審査等を実施するために設置する学位論文審査委員会は、主査1名と2名以上の副査で構成する。

- ① 主査は、当該専攻における研究指導担当教員とする。
- ② 主査、副査は修士以上の学位を有する者とする。
- ③ 副査は、研究科の構成員2名以上を含むものとする。

### (評価項目)

#### 修士論文

- ① 研究の内容が看護科学に寄与するものであること。
- ② 研究の意義、目的を明確に設定し、適切な方法を用いて研究していること。
- ③ 先行研究が十分検討されていること。
- ④ 研究全体に大きな矛盾がなく、適切な形式や表記で論文が記述されていること。
- ⑤ 研究の実施、もしくは結果の公開において倫理的な問題がないこと。

#### 特定の課題についての研究成果

- ① 特定課題研究の内容が高度な看護実践に寄与するものであること。
- ② 看護実践上の意義、目的を明確に設定し、適切な方法を用いて研究していること。
- ③ 先行研究および実践への適用について、十分に検討されていること。
- ④ 研究全体に大きな矛盾がなく、適切な形式や表記で論文が記述されていること。
- ⑤ 研究の実施、もしくは結果の公開において倫理的な問題がないこと。

### (評価基準)

筑波大学大学院学則に規定された要件を充足した上で、学位論文（「特定の課題についての研究成果」を含む）が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終試験で合格と判定されること。